

# 駐 車 場 管 理 規 程

- 1 名称  
鹿児島中央地下駐車場（愛称：セラ602駐車場）  
所在地 鹿児島県鹿児島市山下町4番1号
- 2 駐車場管理者  
(1) 所在地 鹿児島県鹿児島市山下町4番1号  
(2) 名称 鹿児島中央地下駐車場株式会社  
(3) 電話 099(239)4162  
(4) 代表者 代表取締役社長 松枝岩根

## 第1章 総 則

- (通則)
- 第1条 本駐車場（以下「駐車場」という。）の利用に関する事項は、この規程による。  
(契約の成立)
- 第2条 駐車場の利用者（以下「利用者」という。）は、この規程を承認のうえ駐車場を利用するものとする。  
(供用時間)
- 第3条 駐車場の供用時間は、午前7時から翌日午前0時までとし、年中無休とする。  
2 駐車場管理者（以下「管理者」という。）は、駐車場の管理上必要があると認めるときは入出庫の取扱い時間を変更することができる。  
(時間制利用の利用期間)
- 第4条 駐車場の1回の利用（定期券による利用を除く。）は、駐車券を受け取った日から起算して7日目の供用時間終了時までを限度とする。ただし、やむを得ない場合には、管理者の判断によりこれを延長することができる。  
(供用休止等)
- 第5条 管理者は、次の場合には駐車場の全部又は一部について、供用休止、駐車場の隔絶、車路の通行止及び車両の退避（以下「供用休止等」という。）を行うことができる。  
(1) 自然災害、火災、浸水、爆発、施設又は器物の損壊、その他これ等に準ずる事故が発生し又は発生するおそれがあると認められる場合  
(2) 保安上供用の継続が適当でないと認められる場合  
(3) 工事、清掃又は消毒を行うため必要があると認められる場合  
(4) 周辺道路が交通規制の範囲となり、出入口が利用できなくなる場合  
(駐車できる車両)
- 第6条 駐車場に駐車することのできる車両（自動二輪を除く。以下同じ。）は、積載物又は取付物を含めて、長さ5.0m、幅2.0m、及び高さ2.1mを超えないものに限る。

## 第2章 利 用

- (駐車場の入出等)
- 第7条 車両が入庫するときは、入口発券機で駐車券の交付を受け、係員の指示する駐車位置に入庫するものとする。  
2 車両が出庫するときは、精算機に駐車料金を納付し、駐車券を返納し、出庫するものとする。  
3 定期券による利用者（以下「定期券利用者」という。）は、入口発券機及び出口精算機で定期券の確認を受けた後入出庫するものとする。  
4 駐車場の管理上必要があるときは、出入口の一部を閉鎖することができる。  
(駐車位置の変更)
- 第8条 管理者は、駐車場の管理上必要があるときは、駐車位置を変更させることができる。  
(駐車場内の通行)
- 第9条 利用者は、駐車場内の車両通行に関しては、次の事項を守らなければならない。  
(1) 速度は、毎時8キロメートルを超えないこと。  
(2) 追い越しをしないこと。  
(3) 出庫する車両の通行を優先すること。  
(4) 駐車するときは、必ずバックして入庫すること。  
(5) 警笛をみだりに使用することなく静かに運転すること。  
(6) 標識、信号機の表示又は係員の指示に従うこと。  
(遵守事項)
- 第10条 前条に掲げるものの他、利用者は駐車場において、次の事項を守らなければならない。  
(1) 喫煙したり、火器を使用しないこと。  
(2) 他の利用者の駐車位置、管理室、機械室、倉庫等の中にみだりに立ち入らないこと。  
(3) 運転者は飲酒、賭け事、騒音を発する行為等をしないこと。  
(4) 場内において宿泊しないこと。  
(5) 場内の施設、器物、他の車両及びその取付物等に損傷を与えたり、事故が発生したときは直ちに係員に届け出ること。  
(6) 駐車中は必ずエンジンを停止し、車両から離れるときは窓を閉め、ドア及びトランクは施錠して盗難防止に努めること。  
(9) 場内では営業、演説、宣伝、募金、署名運動等の行為は絶対に行わないこと。  
(10) その他業務又は他の利用者に迷惑となる行為をしないこと  
(立入禁止)
- 第11条 駐車場に駐車する車両の運転者、同乗者、その他用務あるもの以外の者は、駐車場へ立入りしてはならない。  
(入庫拒否)
- 第12条 管理者は、駐車場が満車である場合は受付を停止するほか、次の場合には駐車を断り、又は車両を退去させることができる。  
(1) 駐車場の施設、器物、他の車両、その積載物や取付物を損傷したり汚すおそれがあるとき。  
(2) 引火物、爆発物その他の危険物を積載したり取り付けているとき。  
(3) 著しい騒音や臭気を発するとき。  
(4) 非衛生的なものを積載したり、取り付けているとき、又は液汁をだしたり、こぼすおそれがあるとき。  
(5) その他駐車場の管理上支障があるとき。  
(出庫拒否)
- 第13条 管理者は、次の場合には駐車した車両の出庫を拒否することができる。  
(1) 利用者が正当な理由なく駐車券を返納しないとき。  
(2) 利用者が出庫する場合に所定額の料金を納付しないとき、又は定期券を提示しないとき。  
(出庫申請)
- 第14条 管理者は、利用者から駐車券を紛失し、又は滅失した旨の申出があったときは、盗難防止のため出庫申請に係る紛失届（様式第1-1、又は様式第1-2）を提出させるものとし、当該届が適正であると認めたとときに限り、前条第1号の規定にかかわらず出庫させるものとする。この場合においては、紛失届に記載された入庫時刻から出庫時刻までの時間を駐車時間とみなす。  
(事故に対する措置)
- 第15条 管理者は、駐車場において事故が発生し又は発生するおそれがある時は、車両の移動その他必要な措置を講ずることができる。

## 第3章 駐車料金及び算定等

- (時間制駐車料金)
- 第16条 時間制駐車料金は、車両1台につき次の表の額を上限とし、当該額以下で管理者が定めるものとする。
- | 時間区分            | 料金の額（上限額）           |
|-----------------|---------------------|
| 午前7時から翌日の午前0時まで | 駐車時間30分につき金150円とする。 |
| 午前0時から午前7時まで    | 一律に300円（一泊料金）とする。   |

(消費税を含む)

- (時間制駐車料金における駐車時間)
- 第17条 時間制駐車料金を算出するための駐車時間は、入庫の際に駐車券に記載した時刻から出庫の時刻までの時間とする。  
(定期券及び定期駐車料金)
- 第18条 定期券申込書（様式第2）を受理し定期券を発行する場合には、利用者は管理者との間においてあらかじめ定期駐車契約を締結するものとする。ただし、定期券の発行数については、駐車場の利用状況に応じて決定する。  
(1) 定期駐車料金は、次の表の額を上限とし、当該額以下で管理者が定めるものとする。

種 類	通用日時	料金（上限額）	通用期間
全 日 定 期 券	駐車場が営業する全ての日の、午前7時から翌日の午前0時まで利用できるものとする。ただし、当分の間、午前0時から午前7時までについても利用できるものとする。	23,000円	1カ月
月～土定期券	月曜日から土曜日の午前7時から翌日の午前0時まで利用できるものとし、国民の祝日及び1月1日から1月3日までは除くものとする。ただし、当分の間、火曜日から日曜日の午前0時から午前7時までについても利用できるものとする。	18,000円	
月～金定期券	月曜日から金曜日の午前7時から翌日の午前0時まで利用できるものとし、国民の祝日及び1月1日から1月3日までは除くものとする。ただし、当分の間、火曜日から土曜日の午前0時から午前7時までについても利用できるものとする。	14,000円	

(消費税を含む)

- (2) 定期券による駐車場の利用等については、定期駐車契約で定めるもののほか、以下に定めるところによる。
- ① 定期券は、他人に譲渡、転貸してはならない。
  - ② 駐車場が満車であるときは、定期券利用者に対して駐車を断ることがある。この場合、定期駐車料金の割戻しはしない。
  - ③ 定期券利用者は、利用月の1日の11日前から1日前まで（以下「更新期間」という。）に翌月分の駐車料金を支払うものとする。
  - ④ 定期券利用者がその通用日時又は通用期間を超えて駐車した場合は、超過時間の駐車時間の算定は第16条の規定による。
  - ⑤ 定期駐車料金は別に定める場合のほか、中途の解約による払戻しはしない。
  - ⑥ 定期券利用者は、定期駐車契約において記載した車両の駐車目的以外に駐車場を利用してはならない。また、定期券利用者が定期駐車契約において記載した車両を変更しようとする場合、または定期券の種類を変更する場合は、定期券申込書変更届（様式第3）を事前に提出し、管理者の承認を得なければならない。
  - ⑦ 定期券利用者は、定期券を紛失等した場合は、速やかに定期券再発行申請書（様式第4）を管理者へ提出しなければならない。
  - ⑧ 定期券利用者が、駐車場内で著しく秩序を乱し、管理上支障を来すおそれがある場合は、管理者は、定期駐車契約を解除することができる。
  - ⑨ 定期券交付時に併せて交付する定期券利用者証は、場内に駐車するときは外から見える場所へ掲示し、更新しない場合や解約時には定期券とも管理者へ返却する。  
(定期券発行等手数料)
- 第19条 定期券利用者が、次の事由による定期券に係る手続きを行う場合は、当該手数料を支払うものとする。

事 由	手数料の名称	料金（定期券1枚ごと）
定期券の新規交付を受けるとき	新規発行手数料	600円
更新期間の属する月の翌々月以降に更新の申し出があり定期券の交付を受けるとき		
定期券の種類を変更するとき	種別変更手数料	600円
定期券を紛失等した場合に再交付を受けるとき	再発行手数料	600円
更新期間が過ぎてから更新手続きをするとき	更新期間外手続手数料	500円

(消費税を含む)

- 発行手数料又は再発行手数料は、解約による払い戻しはしないものとする。
- 利用している定期券が磁気不良により、発券機又は精算機で読み込みができないときは、第1項の再発行手数料は無料とする。  
(不正利用者に対する割増金)

- 第20条 時間制利用者（定期券利用者以外の利用者をいう。以下同じ。）が、所定の駐車料金を支払わないで出庫したときは所定の駐車料金のほかに、その2倍相当額の割増金を収受する。
- 定期券利用者が、次の方法により定期券を不正使用した場合は、定期券を無効として回収し、かつ所定の駐車料金の他に、不正使用に係る時間制駐車料金の2倍相当額の割増金を収受する。
    - 定期駐車契約において記載した車両以外の車両の駐車について定期券を利用した場合
    - 券面の表示事項を塗り消し、又は改変した場合
    - 通用日時又は通用期間以外の時間に定期券を不正に使用した場合

#### 第4章 引取りのない車両の処置

- (引取りの請求)
- 第21条 時間制利用者が予め管理者への届出を行うことなく第4条に規定する期間を超えて車両を駐車している場合又は定期券利用者が定期駐車契約の期間の終了、解約又は解除となった日から起算して7日を超えて車両を駐車している場合において、管理者はこれらの利用者に対して通知又は駐車場における掲示の方法により、管理者が指定する日までに当該車両を引取することを請求することができる。
- 前項の場合において、利用者が車両の引取りを拒み若しくは引取ることができないとき又は管理者の過失なくして利用者を確知することができないときは、管理者は、車両の所有者等（自動車検査証に記載された所有者及び使用者をいう。以下同じ。）に対して通知又は駐車場における掲示の方法により管理者が指定する日までに車両を引取することを請求し、これを引渡すことができる。この場合において、利用者は当該車両の引渡しに伴う一切の権利を放棄したものとみなし、管理者に対して車両の引渡しその他の異議又は請求の申し立てをしないものとする。
  - 前2項の請求を書面により行う場合は、管理者が指定する日までに引取りがなされないときは引取りを拒絶したものとみなす旨を付記することができる。
  - 管理者は、第1項の規定により指定した日を経過した後は、車両について生じた損害については、管理者の故意又は重大な過失によるものを除き、賠償の責を負わない。  
(車両の調査)
- 第22条 管理者は、前条第1項の場合において、利用者又は所有者等を確知するために必要な限度において、車両（車内を含む。）を調査することができる。  
(車両の移動)
- 第23条 管理者は、第21条第1項の場合において、管理上支障があるときは、その旨を利用者若しくは所有者等に通知し又は駐車場において掲示して、車両を他の場所に移動することができる。  
(車両の処分)
- 第24条 管理者は、利用者及び所有者等が車両を引取することを拒み、若しくは引取ることができず、又は管理者の過失なくして利用者及び所有者等を確知することができない場合であって、利用者に対して通知又は駐車場における掲示の方法により期限を定めて車両の引取りの催告をしたにもかかわらず、その期限内に引取りがなされないときは、催告をした日から3か月を経過した後、利用者に通知し又は駐車場において掲示して予告した上で、公正な第三者を立ち会わせて車両の売却、廃棄その他の処分をすることができる。この場合において、車両の時価が売却に要する費用（催告後の車両の保管に要する費用を含む。）に満たないことが明らかである場合は、利用者に通知し又は駐車場において掲示して予告した上で、引取りの期限後直ちに公正な第三者を立ち会わせて車両の売却、廃棄その他の処分をすることができる。
- 管理者は、前項の規定により処分した場合は、遅滞なくその旨を利用者に対し通知し又は駐車場において掲示する。
  - 管理者は、第1項の規定により車両を処分した場合は、駐車料金並びに車両の保管、移動及び処分のために要した費用から処分によって生じる収入があればこれを控除し、不足があるときは利用者に対してその支払いを請求し、残額があるときはこれを利用者に返還するものとする。

#### 第5章 保管責任及び損害賠償

- (保管責任)
- 第25条 管理者は、利用者に駐車券を渡したときから同券を回収する時まで（定期券による利用にあつては、定期券を確認して車両入庫させたときから同券を確認して出庫させたときまで）、車両の保管責任を負う。
- 管理者は、出庫の際に駐車券を回収して（定期券による利用にあつては、定期券を確認して）車両を出庫させた場合において、管理者に故意又は重大な過失がある場合を除き、その車両に関する責任を負わない。  
(利用者に対する損害賠償責任)
- 第26条 管理者は、車両保管にあたり、第28条の規定による場合及び善良な管理者としての注意を怠らなかつたことを証明する場合を除き、車両の滅失又は損傷について、当該車両の時価、損害の程度を考慮してその損害を賠償する責を負う。  
(車両の積載物又は取付物に関する免責)
- 第27条 管理者は、駐車場に駐車する車両の積載物又は取付物に関する損害については、賠償の責を負わない。  
(免責事由)
- 第28条 管理者は、次の事由によって生じた車両又は利用者の損害については、管理者に故意又は重大な過失がある場合を除き、賠償の責を負わない。
  - 自然災害その他不可抗力による事故
  - 当該車両の積載物又は取付物が原因で生じた事故
  - 管理者の責に帰することのできない事由によって生じた衝突、接触その他駐車場内における事故
  - 第5条の規定による供用休止等の措置
  - 第15条の規定による事故に対する措置
- 第29条 管理者は、利用者の責に帰すべき事由により損害を受けたときは、その利用者に対してその損害の賠償を請求するものとする。

#### 第6章 雑 則

- (この規程に定めない事項)
- 第30条 この規程に定めない事項については、法令等の規定に従って処理する。

#### 附則

- この規程は、令和5年2月1日施行し、令和5年4月1日からの駐車場利用について適用する。
- 令和5年3月31日までの駐車場利用については、従前の駐車場管理規程の定めによる。

### 駐車場管理規程細則

- (趣旨)
- 第1条 駐車場管理規程（以下「規程」という。）に定めるもののほかは、本細則による。  
(駐車サービス券)
- 第2条 駐車場管理者が販売する次のサービス券を購入し、時間単位による駐車料金を支払うことができる。ただし、券面の金額に規定料金が満たないときは返金しないものとする。

種 別	駐 車 料 金
2時間駐車サービス券	2時間以内駐車につき500円とする。
12時間駐車サービス券	12時間以内駐車につき1,000円とする。
18時間駐車サービス券	18時間以内駐車につき1,500円とする。

(消費税を含む)

- 本駐車場（以下「駐車場」という。）の管理運営会社が発行するトラストカード（14時間最大駐車料金900円）を利用し駐車料金を支払うとき、また定期券利用者が通用日時を超えて利用し駐車料金を支払うときは、前項の各駐車サービス券と併用することはできないものとする。  
(半月利用定期券料金)
- 第3条 月の途中からの新規定期券申込みがあり、翌月以降も利用すると認められる場合は、当該月の定期駐車料金は、規程第18条第1号に定める料金の半額とする。ただし、利用の開始日は当該月の16日以降とする。  
(定期券料金の払戻し)
- 第4条 規程第18条第2号第5に定める払い戻しの取り扱いは、次の各号による。
  - 定期券の更新後、利用期間前に定期券解約申請書（様式第1号）により解約申し出があった場合は、定期駐車料金の全額を払い戻すことができるものとする。
  - 定期券の利用月の15日までに、定期券解約申請書により解約申し出があった場合は、定期券駐車料金の半額を払い戻すことができるものとする。  
(駐車料金の減免)

- 第5条 次の各号のいずれかに該当するときは、駐車料金を減額し、又は免除することができる。
  - 同一名義人が5枚以上の定期券を購入し、かつ定期券駐車料金を、その者が一括して支払うときは、次の表のとおり減額するものとする。なお、当該同一名義人は、定期券を実際に利用する者に対し、1年に1回、定期駐車利用留意事項書（様式第2号）を交付しなければならない。

定期券の購入枚数		5～9枚	10～14枚	15～19枚	20～29枚	30枚以上
割 引 率		5%	10%	15%	20%	25%
定期券1枚の料金	全 日 定 期 券	21,850円	20,700円	19,550円	18,400円	17,250円
	月～土定期券	17,100円	16,200円	15,300円	14,400円	13,500円
	月～金定期券	13,300円	12,600円	11,900円	11,200円	10,500円

(消費税を含む)

- 駐車場の業務のために出入りする者の車両については、駐車料金を免除する。
  - 公益上又は特別の事由により、会社が必要と認めたとときの取り扱いは、別に定める。
- 第2条 前項第1号に定める者と定期駐車契約を締結するときは、定期駐車契約書（様式第3号の1）、または定期駐車変更契約書（様式第3号の2）によるものとする。

#### 附則

- この細則は、令和5年2月1日施行し、令和5年4月1日からの駐車場利用について適用する。
- この細則施行の際、現に定期駐車契約を締結している者は、この細則による契約を締結している者とみなす。

#### 附則

- この細則は、令和5年8月1日から施行する。